

助成対象工事基準（リフォーム工事の種類）

(1) 対象となる工事の例

住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上の為にを行う工事を対象とします。

対象となるリフォーム工事の例				
外部	1	屋根の葺き替え、塗替え		
	2	防水改修		
	3	外壁の張替、塗替え		
内部	1	床、内壁、天井の張替、塗替え	10	キッチンの取替え
	2	畳の取替え	11	洗面化粧台の取替え
	3	床の段差解消	12	トイレの便器取替え
	4	建具の取替え	13	窓、網戸、玄関ドア調整、取替え
	5	階段の改修	14	ガラスの取替え
	6	間取りの変更	15	造り付け収納家具の取り付け
	7	断熱材の取替え、新設	16	手すりの設置
	8	水回りの防水、防露改修	17	基礎、柱、梁等の補強
	9	浴室の改修		
設備	1	電気工事を必要とする照明機器の設置、取替え		
	2	ガス管や上下水管電気配線設備の設置、取替え		
	3	給湯器、ボイラー取替え		
	4	火災報知器の設置		
共通	対象工事に伴って必要となる工事・費用			
	(例)	諸費用（各種調査費）		
		ユニットバス、キッチン、便器等の取替えに伴う電気、給排水、換気工事		
		養生、整理清掃、足場等の仮設工事、その他工事に必要な仮設工事		
		列記されている工事の他に、性能や機能を回復・向上させるものや、住環境を整備する工事として効果がある市長が認めた工事		

対象とならないリフォーム工事の例 (容易に取り外しが可能な機器や、居住に直接結びつかない工事は対象となりません)	
1	家電製品の設置 厨房器具、照明器具、その他これらの製品に類するもの
2	厨房製品の設置 食器洗浄器、ガスコンロ、電気調理器、その他これらの製品に類するもの
3	衛生製品の設置 シャワートレイ便座のみの取替え、その他これらの製品に類するもの
4	その他 既製家具、太陽光設備、各種アンテナ、カーテン、ストーブ、解体工事、外構等